

## 西尾市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が保有する公共施設、未利用地及び低利用地の財産（以下「市有財産」という。）を対象として、利活用や維持管理に関し、民間事業者等のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を募ることにより、官民連携の取組を推進し、地域の活性化、市民満足度の向上及び市の財政負担の軽減等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「民間事業者等」とは、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、地縁による団体等であつて、自らのアイデアやノウハウを活用し、自らが提案した施策を確実に遂行する意思と能力を有するとともに、前条の目的を達成する意思を持つ者をいう。

### (提案の対象及び内容)

第3条 民間事業者等は、この要綱に基づき、市有財産の有効活用について提案することができる。

2 募集する提案は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の活性化につながるもの
- (2) 市民満足度の向上につながるもの
- (3) 市の業務の効率化につながるもの
- (4) 市有財産の維持管理に要する経費の削減等を図るもの
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

3 募集する提案は、原則として市における新たな財政負担を伴わないものとする。ただし、将来的な事業効果及び財政負担の低減の見込みのあるものについては、この限りでない。

### (提案をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、提案をすることができない。

- (1) 個人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
- (3) 西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者

- (5) 民事再生法による再生手続中の者
- (6) 会社更生法による更生手続中の者
- (7) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (9) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (10) 国税、愛知県の県税及び西尾市の市税を滞納している者
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者
- (12) その他提案者として適当でないと市長が認める者

(事前相談)

第5条 民間事業者等は、提案にあたり、事前相談申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(提案の実施)

第6条 民間事業者等は、提案をしようとするときは、市有財産有効活用提案書（様式第2号）に、誓約書（様式第3号）、提案団体概要調書（様式第4号）、提案概要書（様式第5号）及びその他別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案の辞退)

第7条 提案者は、前条に規定する提案を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(提案の事前審査等)

第8条 市長は、提案者からの提案について事前審査を行い、受理したときは、その旨を提案受理通知書（様式第7号）により提案者へ通知するものとする。

2 市長は、提案が次の各号のいずれかに該当し、受理することができないと判断したときは、その旨を提案不受理通知書（様式第8号）により提案者へ通知するものとする。

- (1) 市が実施している事業そのものを廃止する提案
- (2) 法令に違反するものと認められる提案
- (3) 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- (4) その他市長が特に認められないとする提案

(評価委員会)

第9条 市長は、提案を評価するため、西尾市市有財産有効活用民間提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案の評価及び採用に関すること。

- (2) 民間事業者等の選定方法に関すること。
- (3) 市長が民間事業者等から徴収する額に関すること。
- (4) その他目的の実現に係る重要事項に関すること。

3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総合政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 資産経営局長
- (5) 提案のあった市有財産を所管する部局長
- (6) 秘書政策課長
- (7) 財政課長

4 委員長は副市長をもって充て、評価委員会を代表して評価委員会を総理する。

5 副委員長は資産経営局長をもって充て、委員長を補佐する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長が必要と認めるときは、有識者を委員とすることができる。

7 評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

8 評価委員会の庶務は、資産経営局資産経営課において処理する。

(提案の採用)

第10条 評価委員会は、提案の内容について評価し、採用又は不採用の意見を付して、市長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価委員会は、提案の採用に当たり課題の整理又は解決、地元住民との調整等が必要であると認めるときは、継続協議の決定をすることができる。この場合において、評価委員会は、当該提案をした民間事業者等に対し、期限を定めて所管部署と協議する旨を指示するものとする。

3 評価委員会は、前項の期限が経過したとき又は所管部署から継続協議の結果について報告を受けたときは、再度当該継続協議に係る提案を評価するものとする。ただし、当該提案をした民間事業者等が提案を取り下げたときは、この限りでない。

(事業者の選定)

第11条 市長は、提案の内容が次の各号のいずれにも該当すると評価委員会に評価されたときは、1者随意契約の方法により、提案者を当該市有財産の利活用を行う者として選定する。

- (1) 提案を採用することにより、その市有財産における行政サービスの向上又

は地域活性化が進展することが客観的に明らかであるもの。

- (2) 提案を採用することにより、その市有財産の整備又は維持管理に要する経費を削減できることが客観的に明らかであるもの。
- (3) その民間事業者等が権利を有する商標、特許、知的所有権その他これらに準ずる高度なノウハウが、提案内容の実現に必要なものであるもの。
- (4) 1者随意契約以外の方法で市有財産の利活用を行う者を選定することにより、前号の高度なノウハウが流失し、又は提案者の損失に繋がるおそれが高いもの。

2 市長は提案の内容が前項第1号及び第2号にのみ該当すると評価委員会に評価され、採用と判断されたときは、プロポーザル方式又は競争入札による方法等により、改めて当該市有財産の利活用を行う者を選定する。なお、プロポーザル方式による選定に際しては、提案者に対して民間提案加点を行うことができる。

3 前2項の規定に該当しないときは、当該市有財産の利活用を行う者は選定しないものとする。

(採用の取消)

第12条 市長は、事業化に向けた協議等により、提案された事業を実施できない事由が発生した場合、前2条の規定に関わらず、採用を取り消すことができる。

(審査結果の通知)

第13条 市長は、提案に関する審査結果について、提案審査結果通知書(様式第9号)により、提案者に通知するものとする。

(提案の概要等の公表)

第14条 市長は、実施が適当と判断した提案については提出された提案の名称及び提案者名を、適当でないとして判断した提案については提案の名称を、それぞれ公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、市のホームページへの掲載によりするものとする。

(費用負担)

第15条 提案を行うことに要した一切の経費等は、民間事業者等の負担とする。

(提案の取扱い)

第16条 市長は、提案に含まれる民間事業者等の独自の創意工夫、ノウハウ等が他の民間事業者等に漏れることがないように十分に留意するものとする。

2 市長は1者随意契約以外の方法により提案のあった市有財産の利活用を行う者を選定する場合、提案により知った民間事業者等の独自の創意工夫、ノウハ

ウ等を設計、仕様等を含めてはならないものとする。

(庶務)

第17条 庶務は、資産経営局資産経営課において処理する。

(適用除外)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、1者随意契約の方法により、提案者を当該市有財産の利活用を行う者として選定できる。

(1) 市有財産の利活用期間が極めて短期間の提案

(2) 市有財産の購入を前提にした提案

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様 式



## 市有財産有効活用提案書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地  
商号又は名称  
代表者名

西尾市市有財産有効活用民間提案制度における提案書類を下記のとおり提出します。  
なお、本提案書類の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、提案が採択された場合は、本提案書類の内容に基づき協議を行うこと、契約がなされたときは、履行保証することを確約します。

### 記

- 1 誓約書（様式第3号）
- 2 提案団体概要調書（様式第4号）
- 3 提案概要書（様式第5号）
- 4 その他別に定める書類

## 誓約書

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

西尾市市有財産有効活用民間提案制度に提案書を提出するにあたり、下記欠格事項に該当していないことを誓約します。

万が一、誓約内容に相違があった場合は、本提案に係る参加資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

### 記

- (1) 個人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
- (3) 西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 民事再生法による再生手続中の者
- (6) 会社更生法による更生手続中の者
- (7) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (9) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (10) 国税、愛知県の県税及び西尾市の市税を滞納している者
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者

※ グループで提案する場合には、事業者ごとに作成してください。





## 提案概要書

### 1 提案する市有財産など

市有財産等の名称	
市有財産等の所在地	
提案の名称	

### 2 提案の具体的内容

①目的	
②実施内容	
③効果	(1)行政サービスの向上  (2)財政負担の軽減  (3)地域活性化  (4)その他
④活用できる ノウハウ等	

### 3 提案の実施体制

①通常時の 実施体制	
②緊急事態発 生時体制、対 応方法等	

### 4 提案に係る収支計画

①概算経費額	
②資金の調達 方法等	

### 5 その他

①提案の実施 に関する課題	
②提案の実施 に対する西尾 市への要望	

(注意事項)

- 1 記載しきれない場合は、別紙を添付してください。
- 2 記載項目は、必要に応じて追加してください。記載項目について、記載すべき内容がない場合は「なし」と記載し、記載項目を削除しないでください。

辞 退 届

年 月 日

（宛先）西尾市長

所在地

商号又は名称

代表者名

印

年 月 日付で提出した「市有財産有効活用提案書」について、提案を  
辞退します。

辞退理由	
------	--

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

西尾市長

## 提案受理通知書

年 月 日付で提出のあった提案について、事前審査の結果、受理しましたので、西尾市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

様式第8号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

西尾市長

### 提案不受理通知書

年 月 日付で提出のあった提案について、事前審査の結果、下記理由により不受理としましたので、西尾市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

不受理の理由

様

西尾市長

### 提案審査結果通知書

年 月 日付で提出のあった提案について、西尾市市有財産有効活用民間提案制度実施要綱第13条の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

提案の名称	
審査結果	採用 ・ 不採用
結果理由	
採用の場合の条件	
今後の方針	